

「保育制度改革」に関する意見書

保育所(園)は、子どもたちの保育はもとより、家庭の中で生じる育児不安や児童虐待などの諸課題に対応するため、それぞれの実情に応じた、きめ細やかな子育て支援を実践しており、公的な福祉施設として地域社会において重要な役割を果たしている。

しかし、政府の地方分権改革推進委員会や規制改革会議などにおいて、子どもたちの保育の質を守るために国が定めた保育内容、設備、職員配置などの最低基準を見直し、地方の自由裁量で決定できるようにすべきであるとの勧告も出されている。また、保育をサービス産業とし、市場原理に基づく直接契約等の導入や保育所への入所要件の緩和などの議論が行われている。

こうした議論では、保護者の意向が強く反映される一方、過度の競争を高め、子どもの福祉の軽視を招くおそれがあるほか、運営費の一般財源化などにより、財政事情が厳しい地域への配慮が十分でないなど、地域の保育機能の崩壊が懸念されている。

保育は単なる託児ではなく、良好な育成環境のもと次代の担い手を育成するという公的性格を持つものである。

よって、国会及び政府におかれては、保育制度改革の議論は子どもの立場に立ち、地方の実情をしっかりと踏まえて行うよう要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十年十二月十六日

大分県議会議長 阿 部 英 仁

衆議院議長	河野 洋平 殿
参議院議長	江田 五月 殿
内閣総理大臣	麻生 太郎 殿
総務大臣	鳩山 邦夫 殿
財務大臣	中川 昭一 殿
厚生労働大臣	舛添 要一 殿